

目次

- ① 「秩父みどりが丘工業団地地区センター条例」
- ② 「秩父みどりが丘工業団地地区センター条例施行規則」

(設置)

第1条 工業の振興と地域住民の文化の向上を図るため、秩父みどりが丘工業団地地区センター(以下「センター」という。)を秩父市みどりが丘54番地に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターのコミュニティルーム、研修室、会議室、附属設備等(以下「施設等」という。)の利用に関すること。
- (2) その他センターの設置目的を達成するため必要な業務に関すること。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、1月1日から3日まで及び12月29日から31日までとする。

2 市長は、[前項](#)の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第4条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長は、管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 センターの施設等を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[前項](#)の許可をしてはならない。

- (1) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 入場料又はこれに類する料金を徴収すると認められるとき。

3 市長は、[第1項](#)の許可をする場合において、センターの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 [前条第1項](#)の許可を受けたもの(以下「利用権利者」という。)は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び指示)

第7条 市長は、利用者の遵守事項を定め、センターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(利用条件の変更、停止及び許可の取消し)

第8条 市長は、利用権利者が[次の各号](#)のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) [第5条第3項](#)の条件に違反したとき。
- (2) [前条](#)の遵守事項又は指示に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市は、利用権利者が[前項各号](#)のいずれかに該当する理由により[同項](#)の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第9条 利用者は、施設等の利用を終わったとき、又は[前条第1項](#)の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(平26条例4・一部改正)

(損害賠償)

第10条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(販売行為等の禁止)

第11条 センター内においては、物品の販売及び宣伝、保険の勧誘その他これに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(使用料)

第12条 利用権利者は、[別表](#)に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第13条 市長は、利用者が公用若しくは公共用又は公益を目的として利用する場合は、[前条](#)の使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、その全部を還付する。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者が利用開始前に利用許可の取消しを願い出て、市長がこれを許可したとき。
- (3) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等の利用ができないとき。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平18条例39・旧第16条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の秩父みどりが丘工業団地地区センター条例(平成10年秩父市条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(使用料の免除に関する特例措置)

- 3 平成23年5月1日から平成24年3月31日までの間において、文化活動、生涯学習活動等を行う団体で、市長が特に認めるものがセンターを利用する場合は、[第13条](#)の規定にかかわらず、当該利用に係る使用料を免除することができる。

(平23条例7・追加)

附 則(平成18年6月28日条例第39号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成23年4月26日条例第7号)

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(秩父市農業集落排水処理施設条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正後の秩父市農業集落排水処理施設条例、秩父市石間交流学習館条例、秩父市公設地方卸売市場条例、秩父みどりが丘工業団地地区センター条例、秩父市吉田山逢の里条例、秩父市吉田元気村条例、秩父市みどりの村関連施設条例、秩父市大滝温泉給湯施設条例第11条第1項、秩父市下水道条例、秩父みどりが丘工業団地排水処理施設条例、秩父市水道事業給水条例、秩父市市民農園条例、秩父市三峰駐車場条例、秩父市戸別合併処理浄化槽条例及び秩父まつり会館条例の規定は、それぞれ、施行日以後の使用又は利用に係る使用料、利用料金等について適用し、施行日前の使用又は利用に係る使用料、利用料金等については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月26日条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(秩父市歴史民俗資料館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 3 改正後の秩父市歴史民俗資料館条例、秩父市聖地公園条例(第7条を除く。)、ちちぶ銘仙館条例、秩父市武甲山資料館条例、秩父市農業集落排水処理施設条例、秩父市石間交流学習館条例、秩父市公設地方卸売市場条例、秩父みどりが丘工業団地地区センター条例、秩父市吉田山逢の里条例、秩父市吉田元気村条例、秩父市みどりの村関連施設条例、秩父市営住宅条例、秩父市特定公共賃貸住宅条例、秩父市都市公園条例第19条第4号、秩父市下水道条例、秩父みどりが丘工業団地排水処理施設条例、秩父市市民農園条例、秩父市三峰駐車場条例、秩父市戸別合併処理浄化槽条例、秩父市営バス条例、秩父市バイシクルモトクロス場条例及び秩父市有住宅条例の規定は、それぞれ、施行日以後の使用又は利用に係る使用料、利用料金等について適用し、施行日前の使用又は利用に係る使用料、利用料金等については、なお従前の例による。

別表(第12条関係)

(平26条例4・令元条例6・一部改正)

施設の名 称	使用区分	金額
コミュニティールーム	午前	1,040円
	午後	1,570円
	夜間	2,090円
	1日	4,700円
第1研修室及び第2研修室	午前	310円
	午後	410円
	夜間	520円
	1日	1,240円
第1会議室及び第2会議室	午前	520円

	午後	730円
	夜間	1,040円
	1日	2,290円
第3会議室	午前	310円
	午後	410円
	夜間	520円
	1日	1,240円

備考 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「1日」とは午前9時から午後9時30分までをいう。

(趣旨)

第1条 この規則は、秩父みどりが丘工業団地地区センター条例(平成17年秩父市条例第219号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 条例第4条に規定する利用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(利用の申請及び許可)

第3条 条例第5条第1項の規定により秩父みどりが丘工業団地地区センター(以下「センター」という。)の利用許可を受けようとする者は、利用(変更)許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、利用を開始する日の1か月前から行うことができる。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、第1項の利用(変更)許可申請書を受理した場合において、その利用目的及び内容を検討の上適当と認めるものについては、利用(変更)許可書兼領収書(様式第2号)を交付するものとする。

(利用許可の変更)

第4条 利用者は、許可された事項を変更しようとするときは、前条第1項の利用(変更)許可申請書に同条第3項の利用(変更)許可書兼領収書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の利用変更の申請に係る許可について準用する。

(利用許可の取消し)

第5条 利用者が利用を取り消す場合は、速やかに利用取消願書(様式第3号)に第3条第3項の利用(変更)許可書兼領収書を添付して、市長に提出しなければならない。

(使用料の免除)

第6条 条例第13条の規定により使用料を免除するものは、次に定めるところによる。

(1) 地域住民及び秩父みどりが丘工業団地内企業の従業員がコミュニティの場として利用するとき。

(2) 市が公用で利用するとき。

(3) 国若しくは他の公共団体又は公共的団体等が公益を目的として利用するとき。

2 前項の使用料の免除を受けようとするものは、第3条第1項又は第4条第1項の規定による申請をするときに、利用(変更)許可申請書の所定の欄にその旨を記載しなければならない。

(損傷、滅失の届出)

第7条 利用者は、センターの施設及び器具等を損傷又は滅失したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(遵守事項)

第8条 利用者及び利用者の利用目的に応じて入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用前後は、職員に申し出ること。

(2) 利用後は、施設等を清掃し、吸い殻及び茶殻等を所定の場所に片付けること。

(3) 冷暖房等を利用したときは、利用後は確実に停止し、そのことを確認すること。

(4) 許可を受けた時間内に利用を終了すること。

(5) 職員の指示に従うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上又は運営上不適当な行為をしないこと。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の秩父みどりが丘工業団地地区センター条例施行規則(平成10年秩父市規則第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

秩父みどりが丘工業団地地区センター利用(変更)許可
申請書

年 月 日

秩父市長 様

(団体にあつては、事務所の所在地)

申請者 住 所

(団体にあつては、名称及び代表者氏名)

氏 名

電 話

次のとおり利用(変更)したいので申請します。

利 用 目 的	
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> コミュニティールーム <input type="checkbox"/> 第1研修室 <input type="checkbox"/> 第2研修室 <input type="checkbox"/> 第1会議室 <input type="checkbox"/> 第2会議室 <input type="checkbox"/> 第3会議室
利 用 日 時	年 月 日から 年 月 日まで 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
利 用 予 定 人 員	人 (男 人 ・ 女 人)
利 用 責 任 者	氏 名 (電話)
使 用 料	午前・午後・夜間・1日 円
備 考	変更する場合は、利用許可書兼領収書を添付してください。

秩父みどりが丘工業団地地区センター条例第13条の規定により、使用料の免除を申請
します。

理由

()

[様式第2号\(第3条関係\)](#)

様式第2号(第3条関係)

秩父みどりが丘工業団地地区センター利用(変更)許可書
兼領収書

第 号
年 月 日

様

秩父市長



次のとおり利用(変更)を許可します。

利 用 目 的		
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> コミュニティールーム <input type="checkbox"/> 第1研修室 <input type="checkbox"/> 第2研修室 <input type="checkbox"/> 第1会議室 <input type="checkbox"/> 第2会議室 <input type="checkbox"/> 第3会議室	
利 用 日 時	年 月 日から 年 月 日まで 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	
利用予定人員	人 (男 人 ・ 女 人)	
利用責任者	氏 名 (電話)	
使 用 料	免 除	有 ・ 無
	利用区分	午前・午後・夜間・1日
	円	
上記の使用料を領収しました。 年 月 日 <div style="text-align: right;">秩父市出納員 </div>		

利用者は、次の事項を守ってください。

- 1 この許可書は、利用の当日係員に提示してください。
- 2 利用時間は、必ず守ってください。
- 3 利用する際は、係員の指示に従ってください。
- 4 地区センターの備品等は、大切に取り扱い、使用後は、整理整頓をしてください。

[様式第3号\(第5条関係\)](#)

様式第3号(第5条関係)

秩父みどりが丘工業団地地区センター利用取消願書

年 月 日

秩父市長 様

(団体にあつては、事務所の所在地)

申請者 住 所

(団体にあつては、名称及び代表者氏名)

氏 名

電 話

次のとおり利用許可の取消しをお願いします。

許 可 済 番 号	
取 消 し を す る 利 用 施 設 及 び 日 時	<input type="checkbox"/> コミュニティールーム <input type="checkbox"/> 第1研修室 <input type="checkbox"/> 第2研修室 <input type="checkbox"/> 第1会議室 <input type="checkbox"/> 第2会議室 <input type="checkbox"/> 第3会議室
	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで</p>
理 由	
納 付 済 使 用 料	円
還 付 金	円
備 考	